

湯沢町広告掲載要綱

(平成19年11月5日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産（以下「資産」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 資産への広告掲載は、民間企業等との協働により新たな財源の確保又は経費の削減等を行い、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の広報印刷物

イ 町のホームページ

ウ 町の財産

エ 広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は提出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の決定等)

第5条 町長は、広告掲載を行う広告媒体の種類、規格及び広告掲載位置、広告募集方法、予定価格及び選定方法を定め、広告掲載の決定をしようとするときは、次条に規定する湯沢町広告審査委員会の意見を聴かなければならない。

(審査機関)

第6条 広告媒体に掲載する広告の可否について、第4条第2項に規定する基準に基づき審査するため、湯沢町広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員は「湯沢町管理職会議設置要綱（平成19年3月27日要綱第2号）」第2条第1号の構成員をもって充て、総務課長を委員長とする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審査委員会の会議は、広告内容等広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
 - 3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 5 委員長は、広告を掲載しようとするそれぞれの広告媒体を主管する課等の職員を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
 - 6 委員長は、必要があると認めたときは、湯沢町広告審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 湯沢町広告審査委員会の庶務は、総務課庶務班において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月5日から施行する。